

八女の里 ヘルパーステーション

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

第4072300207

社会福祉法人 八女福祉会

「指定訪問介護」・「指定介護予防・日常生活支援総合事業」

重要事項説明

八女の里ヘルパーステーション

- 1 事業の目的** 地域の高齢者が長年住み慣れた居宅において、出来る限り長く生活を営めることを目標に介護及び家事の援助を行います。要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他全般にわたる援助を行います。

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	八女の里 ヘルパーステーション
指定事業者番号	4072300207
所在地	福岡県八女市柳島863番地
電話番号	0943-22-6900
サービス提供地域	八女市（但し、立花町・黒木町・上陽町・星野村・矢部村を除く）

(2) 事業所の職員体制

	常勤換算	指定基準
管理者	1名	1名
サービス提供責任者	4名	3名以上

・訪問介護員は、利用者の状況に応じて適正な人員を配置する。

(3) 営業日及び、営業時間

営業日	年中無休
サービス提供時間	24時間対応とする

3 サービス内容

- 【介護予防訪問介護】
- ・ 現行の訪問介護における身体介護・生活援助の区分を一本化しています。
 - ・ 本人が自力で家事などを行う事が困難な場合であって、家族や福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供します。

【訪問介護】

①身体介護

- ・ 入浴介助…入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)など行います。
- ・ 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います
- ・ 食事介助…食事の介助を行います。
- ・ 体位変換…体位の変換を行います。
- ・ 通院介助…通院の介助を行います。
- ・ 外出介助…散歩等、居宅からの外出の介助を行います。

②生活援助

- ・ 調理…ご契約者の食事の用意を行います。
(ご家族の分の調理は行いません。)
- ・ 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族の分の洗濯は行いません。)
- ・ 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。
(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- ・ 買物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。
- ・ 代理行為…ご契約者の依頼による軽微な代理行為を行います。

* 介護保険対象外のサービスについてもご相談下さい。

4 サービス利用料金

- ① 介護予防訪問介護サービスは、現行の時間別の評価を月単位の定額報酬とします。
- ② 訪問介護サービスを提供した場合の利用料額は、当該指定訪問介護が法定受領サービスである時は、国で定められた所定単位数の定められた割合の額とする。
 - ・ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定めた標準的な所要時間です。
 - ・ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
 - ・ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間	18:00～22:00	25%
早朝	6:00～8:00	25%
深夜	22:00～6:00	50%

- ・ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ・ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・ 介護保険対象外の援助については、全額自己負担となります。

5 利用料金のお支払い方法

利用料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

一、現金による支払い。

担当者がご利用者様の自宅に集金にお伺いします。

二、金融機関口座からの自動引き落とし。→ 別途手続きが必要です。

6 交通費

当該事業所が定める、サービス提供地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を超えて訪問に係る費用として、通常の実施地域を超えた地点から、片道20円/1kmを頂く場合があります。

7 利用の中止、変更、追加

1. 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
2. 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の 10% (自己負担相当額)

3. サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供しますことをご確認ください。

(2) 訪問介護員の交替

1. ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

2. 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

1. 定められた業務以外の禁止

契約者は、「2. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

2. 訪問介護サービスの実施に関する指示、命令

訪問介護サービスの実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情、意向等に十分配慮するものとします。

3. 備品等の使用

訪問介護サービスのために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が、緊急時に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

4. 駐車スペースの確保

当事業所の訪問介護員は活動用車両により訪問いたしますので、契約者は近隣に活動車両の駐車スペースの確保（地権者への相談等）をお願いいたします。

(4) その他

訪問介護員は、サービスの提供にあたり支援内容等を記録します。

支援終了時に、訪問介護員が提示する記録用紙を確認の上、押印（又はサイン）をいただきます。

9 サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

10 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品の授受③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

11 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行ないます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録します。
- (3) 利用者に対する指定居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償責任を速やかに履行します。
- (4) 損害賠償の手続きについては第三者に委ねることがあります。

・福祉サービス第三者評価 未評価

12 苦情の受付窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)

管理者 古賀美香

受付時間 毎日 8:30~17:30

TEL 0943-22-6900

(責任者) 施設長 野田清隆

受付時間 毎週月曜日~土曜日 8:30~17:30

TEL 0943-22-6900

(第三者委員)

隈本光弘 TEL 0943-23-1478

平井靖文 TEL 0943-22-1506

2) 行政機関、その他苦情受付機関

八女市役所 介護長寿課 介護サービス係	所在地 八女市大字本町647 電話番号 0943-23-2545 受付時間 平日 8:30~17:15 FAX 0943-30-1505
八女市八女地域包括 支援センター	所在地 八女市大字本町647 電話番号 0943-23-1203 受付時間 平日 8:30~17:15 FAX 0943-30-1505
筑後市役所 高齢者支援課	所在地 筑後市山ノ井898 電話番号 0942-53-4115 受付時間 平日 8:30~17:00 FAX 0942-53-4119
広域連合柳川・大木 広川支部地域包括 支援センター	所在地 八女郡広川町新代1804-1 電話番号 0943-32-1952 受付時間 平日 8:30~17:00 FAX 0943-32-0491
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 受付時間 8:30~17:00 FAX 092-642-7852
運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 電話番号 092-915-3511 受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00 FAX 092-584-3790

13 虐待の相談・受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

相談窓口(担当者) 管理者 古賀美香

(責任者) 施設長 野田清隆

受付時間 毎日 8:30~17:30

TEL 0943-22-6900

第三者委員 隈本 光弘 0943-23-1478
 平井 靖文 0943-22-1506

(2) 行政機関その他虐待対応機関

福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-915-3511 fax 092-915-3512 受付時間 9:00~17:00
八女市地域包括支援センター	所在地 福岡県八女市本町6-4-7番地 電話番号 0943-23-1203 fax 24-8092 受付時間 8:45~17:00
福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課	所在地 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3251 fax 092-643-3253 受付時間 8:30~17:00

14 サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
 例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

15 設置主体法人の概要

- ・名称 社会福祉法人 八女福社会
- ・代表者氏名 理事長 松尾 宗敏
- ・法人所在地連絡先 八女市大字柳島8-6-3番地
0943-22-2200
- ・設立 昭和 59年11月
- ・実施サービス
 - ・居宅介護支援 ・介護老人福祉施設
 - ・短期入所生活介護 ・訪問介護 ・訪問入浴介護
 - ・通所介護 ・ケアハウス ・介護付有料老人ホーム
 - ・養護老人ホーム 無料定額宿泊所等